

～障害者雇用を支援する助成・優遇措置のお知らせ～

※支給の条件など、詳細については各関係機関にお問合せください。

名称	内容	問合せ先
●特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	ハローワーク等の紹介により雇用した労働者の、一定期間(1～3年)の賃金の一部を支給	鹿児島労働局 (特定求職者雇用開発助成金・トライアル雇用助成金について) 電話:099-219-8713 (障害者雇用安定助成金について) 電話:099-219-8712
●特定求職者雇用開発助成金 (障害者初回雇用コース)	中小企業における障害者雇用を促進するため、障害者雇用経験のない中小企業がハローワーク等の紹介により初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合に助成金を支給	
●トライアル雇用助成金 (障害者トライアルコース)	就職が困難な障害者をハローワーク等の紹介により、継続雇用する労働者へ移行することを目的に、短期間(原則3か月間)試行的に運用する場合に助成金を支給	
●トライアル雇用助成金 (障害者短時間トライアルコース)	直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者をハローワーク等の紹介により、3～12 か月の期間をかけながら、20 時間以上の就業を目指して、試行的に雇用する場合に助成金を支給	
●特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者、難治性疾患患者雇用開発コース)	発達障害者又は難治性疾患(対象疾病あり)患者をハローワーク等の紹介により、常用労働者として雇い入れる労働者の賃金の一部を支給	
●障害者雇用安定助成金 (中小企業障害者多数雇用施設設置等コース)	300人以下の中小企業事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を5人以上雇用して、その雇入れ後障害者を10人以上継続雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした事業主に費用の一部を支給	
●障害者雇用安定助成金 (障害者職場定着支援コース)	雇用している障害者の働きやすい環境を整備するために ①柔軟な時間管理や休暇取得を可能にするための措置を講ずる ②短時間労働者の所定労働時間を延長する ③正規雇用・無期雇用等へ転換を行う ④障害者の支援を実施する職場支援員を配置する ⑤職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる ⑥中高年障害者への雇用継続支援 ⑦社内理解の促進 上記措置を講じた事業主に支給	
●障害者雇用安定助成金 (障害者職場適応援助コース)	職場適応援助者(ジョブ・コーチ)による援助を必要とする障害者のために、事業所にジョブ・コーチを訪問させる事業主に支給 職場適応援助者(ジョブ・コーチ)による援助を必要とする障害者のために、ジョブ・コーチを配置して援助を行う事業主に支給	
●障害者雇用納付金制度に基づく助成金	事業主が障害者の雇用に当たって、施設・設備の整備等や雇用管理を行う場合に、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を支給	
●官公需における優遇措置(鹿児島県)		
障害者雇用促進企業等の物品調達における優遇措置	県の物品調達において、障害者を積極的に雇用している事業者、障害者就労施設等から積極的に物品等を調達している事業者を優遇	鹿児島県庁 管財課 電話:099-286-3826
庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達における障害者雇用促進企業への優遇措置	県の庁舎等の管理等の業務に係る役務の調達において、障害者を積極的に雇用している事業者を優遇	鹿児島県庁 管財課 電話:099-286-3798
庁舎等の管理等の業務に係る競争入札参加資格の格付けにおける障害者雇用促進企業への優遇措置	県の庁舎等の管理等の業務に係る競争入札参加資格の格付けにおいて、障害者を雇用している事業者を評価	
建設工事入札参加資格審査格付け等における障害者雇用企業への優遇措置	県の建設工事入札参加資格の格付け等において、障害者を雇用している企業を評価	鹿児島県庁 監理課 電話:099-286-3490